

「渥美半島観光ビューロー」シンボルマーク・ロゴタイプ・キャッチコピー デザインコンペ実施要領

1 業務の目的

渥美半島は、伊良湖岬を初めとする風光明媚な自然に囲まれた観光地です。自然景観はもとより、海水浴や果物狩りなどのレジャー、城下町として栄えた歴史と文化、日本一の農業を背景とする様々なグルメ、また近年ではエコエネルギー施設や恋愛パワースポット、サイクリングなどのスポーツなど新たな観光資源も育ちつつあります。

昨年民営化をして新たなスタートを切った「渥美半島観光ビューロー」では、先述のような多様な観光資源の観光宣伝を行っておりますが、軸となるイメージを定めることがむずかしく、これからの渥美半島の観光を表現する新たなイメージが打ち出せずにあります。

そこで、今回「渥美半島観光ビューロー」のシンボルとなるマークやキャッチコピーを作成することとしました。以下をお読みいただき、これからの渥美半島の観光を表現するようなデザイン、キャッチコピーを作成いただければと思います。

2 業務の概要

(1) 業務名

「渥美半島観光ビューロー シンボルマーク等作成業務」

(2) 業務内容

以下の3点の企画デザイン、製作、データ納品

- ・シンボルマーク
- ・「渥美半島観光ビューロー」のロゴタイプ（縦・横）
- ・キャッチコピー（1文字～30文字程度）

(3) 履行期間

契約日から平成25年3月15日（金）

(4) 委託料

30万円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者とします。

- ・日本国内においてデザインを業として活動していること（個人・団体は問わない）。
- ・委託期間中に田原市内で2～3回程度実施する打合せに参加できること。

4 選定スケジュール

日程	内容	備考
12月13日(木)	・公募開始 ・指名した業者へ <u>提案要請</u>	
12月21日(金)	・質疑受付期限	
1月11日(金)	・質疑回答期限	※必要に応じて部会から回答します
1月25日(金)	・ <u>提出締切</u>	
1月29日(火)	・一次審査(公募作品)	※指名業者以外
2月5日(火)	・審査(プレゼン) ・選考	
2月14日(木)	・採用業者に連絡	
3月15日(金)	・データ納品締切	

5 提出物

- (1) 申込書(別紙1)・・・1部
- (2) 提案書・・・10部
 - ・提案書はカラー刷りとし、A3用紙1枚にまとめてください。
 - ・単色刷りでも使用可能なデザインにしてください。
 - ・シンボルマーク、ロゴタイプ、キャッチコピーの3点とも各社2案までの提案とします。
 - ・各案ともその製作意図を記載してください。

6 提出期限・提出方法

- ・提出期限は、平成25年1月25日(金)午後5時(必着)とします。
- ・提出方法は、直接持参もしくは郵送とします。
- ・提出先

〒441-3492

田原市田原町南番場30番地1 渥美半島観光ビューロー事務局宛

7 問合せ等

本内容に関して質疑がある場合は、平成24年12月21日(金)までに質問内容を文書もしくは電子メールにより提出してください。平成25年1月11日(金)までに渥美半島観光ビューローのHP上で質問内容と回答内容を提示します。

メールアドレス：tahara@taharakankou.gr.jp

8 審査

(1) 日時

- ・一次審査：1月29日（火）
- ・二次審査：2月5日（火）

(2) 審査員

- ・渥美半島観光ビューロー宣伝PR部会

(3) 審査方法

- ・一次審査：公募作品の中から、二次審査でプレゼンをしていただく作品を決定します。
審査については、提出いただいた資料のみで判断します。
- ・二次審査：一次審査を通過した作品及び、提出要請（指名）した業者の作品について審査し、採用作品を決定します。10分程度のプレゼンを行っていただき、審査します。

(4) 審査項目（二次審査）

項目	基準	配点
シンボルマーク ロゴタイプ	・デザインが優れているか。 ・渥美半島の観光をPRできるデザインとなっているか。	50点
キャッチコピー	・渥美半島の観光をPRできる内容となっているか。 ・市内外の方への訴求力があるか。	50点

9 その他

- ・提出に関わる費用は各社の負担とします。
- ・採用された場合、作品のデータ一式を渥美半島観光ビューローに納品していただきます。
- ・採用作品について、宣伝PR部会で協議の上多少の変更をしていただく場合がございます。
- ・採用作品の意匠、商標、著作権、二次使用权その他一切の権利は渥美半島観光ビューローに帰属し、使用にあたってはサイズ等を変更する場合があります。